

屋外広告物沿道景観地区の指定及び屋外広告物沿道景観地区掲出基準の決定

平成2年9月14日

三重県告示第505号

改正 平成9年4月8日三重県告示第793号 平成18年3月28日三重県告示第275号  
平成19年1月9日三重県告示第13号 平成20年2月29日三重県告示第115号  
平成26年2月7日三重県告示第85号

三重県屋外広告物条例（昭和41年三重県条例第45号。以下「条例」という。）第8条第1項の規定により屋外広告物沿道景観地区を指定し、条例第8条の2第1項の規定により屋外広告物沿道景観地区掲出基準を定めた。

- 1 屋外広告物沿道景観地区の名称  
伊勢志摩屋外広告物沿道景観地区
- 2 屋外広告物沿道景観地区の区域  
一般国道167号の一般国道23号との交点から県道阿児磯部鳥羽線との交点までの区間（一般国道42号との重複区間を含む。）及び当該区間の道路端から両側100m（家屋連担地域にあっては30m）以内の区域とする。

3 屋外広告物沿道景観地区掲出基準

(1) 景観風致維持基準

この基準は、条例第8条の2第3項第1号の規定により定め、次のものについては、三重県屋外広告物条例施行規則（昭和41年三重県規則第59号）別表の許可基準にかかわらず、以下の基準を適用する。

ア 禁止地域の自家用広告物

- (ア) 壁面広告 1方向当たり同一壁面面積の6分の1以下
- (イ) 屋上広告 1面12㎡以下。高さは、設置する場所までの高さの3分の1以下かつ5m以下（屋上、壁面及び突出を含め建築物1棟につき1方向2個以下）
- (ウ) 広告板 1面8㎡以下
- (エ) 広告塔 1面4㎡以下

イ 許可地域の自家用広告物

- (ア) 壁面広告 1方向当たり同一壁面面積の4分の1以下
- (イ) 屋上広告 1面22㎡以下。高さは、設置する場所までの高さの2分の1以下かつ10m以下（屋上、壁面及び突出を含め建築物1棟につき1方向3個以下）
- (ウ) 広告板 1面20㎡以下
- (エ) 広告塔 1面10㎡以下

ウ 許可地域の一般広告物

- (ア) 壁面広告 1方向当たり同一壁面面積の4分の1以下
- (イ) 屋上広告 1面20㎡以下。高さは、設置する場所までの高さの3分の1以下かつ7m以下（屋上、壁面及び突出を含め建築物1棟につき1方向3個以下）
- (ウ) 広告板 1面20㎡以下
- (エ) 広告塔 1面10㎡以下
- (オ) 広告旗 禁止

エ 禁止地域のその他広告物

管理広告 1面5㎡以下とし、かつ、必要な文言に限る。

(2) 景観形成指導基準

この基準は、条例第8条の2第3項第2号の規定により定めるもので、条例第8条の3第4項により尊重しなければならない。

ア 広告物の共通基準

- (ア) 野立広告物の周辺には、つつじ、さつき等地域性の高い低花木の植栽を施すこと。
- (イ) 広告面のベースカラーは、伊勢市（二見町地内を除く。）では静かな参道の雰囲気イメージする若緑色とし、同市二見町地内では海と岩のイメージの青色（紺碧の海）とし、鳥羽市では真珠のイメージの真珠色（メタリック調）とする。

- (ウ) 広告面の色彩は、補色を極力避けること。
- (エ) 広告面の色彩は、無彩色及び3色程度とし、全体と補色関係にならないようにする。
- (オ) 広告物表示面等に、地場産品の素材等を出来る限り使用すること。
- (カ) 広告物を反復して表示する場合は、化粧フレームの中に入れること。
- (キ) 赤、オレンジ、青、紫、黒等の識別性の高い色彩を使用する場合は、明度及び彩度を下げること。

#### イ 禁止地域の自家用広告物

- (ア) 壁面広告 1方向当たり同一壁面面積の10分の1以下
- (イ) 屋上広告 1面10㎡以下。高さは、設置する場所までの高さの4分の1以下かつ5m以下（屋上、壁面及び突出を含め建築物1棟につき1方向2個以下）
- (ウ) 広告板 1面5㎡以下
- (エ) 広告塔 1面2.5㎡以下

#### ウ 許可地域の自家用広告物

- (ア) 壁面広告 1方向当たり同一壁面面積の5分の1以下
- (イ) 屋上広告 1面20㎡以下。高さは、設置する場所までの高さの3分の1以下かつ10m以下（屋上、壁面及び突出を含め建築物1棟につき1方向3個以下）
- (ウ) 広告板 1面10㎡以下
- (エ) 広告塔 1面5㎡以下

#### エ 許可地域の一般広告物

- (ア) 壁面広告 1方向当たり同一壁面面積の7分の1以下
- (イ) 屋上広告 1面15㎡以下。高さは、設置する場所までの高さの3分の1以下かつ7m以下（屋上、壁面及び突出を含め建築物1棟につき1方向3個以下）
- (ウ) 広告板 1面5㎡以下
- (エ) 広告塔 1面2.5㎡以下
- (オ) 広告旗 禁止

#### オ 禁止地域のその他広告物

管理広告 1面2㎡以下とし、かつ、必要な文言に限る。

#### カ 公共広告物

- (ア) 禁止地域 高さ 3.5m以下  
大きさ 10㎡以下
- (イ) 許可地域 高さ 5m以下  
大きさ 10㎡以下

前文（抄）（平成9年4月8日三重県告示第793号）  
平成9年7月1日から施行する。

前文（抄）（平成18年3月28日三重県告示第275号）  
公表の日から施行します。

前文（抄）（平成19年1月9日三重県告示第13号）  
公表の日から施行します。

前文（抄）（平成20年2月29日三重県告示第115号）  
公表の日から施行します。

前文（抄）（平成20年2月29日三重県告示第115号）  
公表の日から施行します。

前文（抄）（平成25年2月7日三重県告示第85号）  
公表の日から施行します。